

子ども・子育て会議	
追加資料①－1	H26, 07, 30

## 子ども・子育て支援新制度への移行に必要な条例について（正誤表）

- 木津川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）
- 木津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）
- 木津川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）

■木津川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）

訂正前	訂正後
<p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、第42条に規定する連携施設の<u>種類及び名称、当該連携施設が行う協力の概要</u>、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p>	<p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、第42条に規定する連携施設の<u>種類及び名称、当該連携施設が行う連携協力の概要</u>、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p>
<p>(暴力団の排除)</p> <p>第53条 <u>市、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者</u>は、木津川市暴力団排除条例（平成24年木津川市条例第36号。以下この条において「暴力団排除条例」という。）第3条に規定する基本理念にのっとり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業から<u>暴力団</u>を排除するため必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>(暴力団の排除)</p> <p>第53条 <u>市及び特定教育・保育施設等</u>は、木津川市暴力団排除条例（平成24年木津川市条例第36号。以下この条において「暴力団排除条例」という。）第3条に規定する基本理念にのっとり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業から<u>暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。次項において同じ）</u>を排除するため必要な措置を講ずるものとする。</p>
<p>2 <u>特定教育・保育施設及び</u>特定地域型保育事業者<u>又は</u>特定教育・保育施設<u>及び</u>特定地域型保育事業に<u>従事する職員は、暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者であってはならない。</u></p>	<p>2 <u>特定教育・保育施設の設置者、</u>特定地域型保育事業者<u>及び</u>特定教育・保育施設<u>又は</u>特定地域型保育事業<u>者の職員は、暴力団、暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者であってはならない。</u></p>

■木津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）

訂正前	訂正後
<p>(暴力団の排除)</p> <p>第49条 市及び家庭的保育事業者等は、木津川市暴力団排除条例（平成24年木津川市条例第36号。以下この条において「暴力団排除条例」という。）第3条に規定する基本理念にのっとり、家庭的保育事業等から<b>暴力団</b>を排除するため必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 家庭的保育事業者等及び<u>家庭的保育事業等の職員は、暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者であってはならない。</u></p>	<p>(暴力団の排除)</p> <p>第49条 市及び家庭的保育事業者等は、木津川市暴力団排除条例（平成24年木津川市条例第36号。以下この条において「暴力団排除条例」という。）第3条に規定する基本理念にのっとり、家庭的保育事業等から<b>暴力団</b> <u><b>（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。次項において同じ。）</b></u>を排除するため必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 家庭的保育事業者等及び<u>家庭的保育事業者等の職員は、暴力団、暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者であってはならない。</u></p>
<p>附則</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>3 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、<u>第6条本文</u>の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p>	<p>附則</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>3 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、<u>第6条</u>の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p>

■木津川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
(案)

訂正前	訂正後
<p>(暴力団の排除)</p> <p>第22条 <u>放課後児童健全育成事業者</u>は、木津川市暴力団排除条例（平成24年木津川市条例第36号。以下この条において「暴力団排除条例」という。）第3条に規定する基本理念にのっとり、放課後児童健全育成事業から<u>暴力団</u>を排除するため必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者及び<u>放課後児童健全育成事業に従事する職員は、暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者であってはならない。</u></p> <p>附則 (設備の基準に関する経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現に存する放課後児童健全育成事業所（以下「既存事業所」という。）については、<u>施行日</u>から平成32年3月31日までの間、第9条第2項の規定は、適用しないことができる。 (職員に関する経過措置)</p> <p>3 <u>この条例の施行の日（以下「施行日」という。）</u>から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。</p>	<p>(暴力団の排除)</p> <p>第22条 <u>市、放課後児童健全育成事業者は、</u>木津川市暴力団排除条例（平成24年木津川市条例第36号。以下この条において「暴力団排除条例」という。）第3条に規定する基本理念にのっとり、放課後児童健全育成事業から<u>暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。次項において同じ。）</u>を排除するため必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者及び<u>放課後児童健全育成事業者の職員は、暴力団、暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者であってはならない。</u></p> <p>附則 (設備の基準に関する経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現に存する放課後児童健全育成事業所（以下「既存事業所」という。）については、<u>この条例の施行の日（以下「施行日」という。）</u>から平成32年3月31日までの間、第9条第2項の規定は、適用しないことができる。 (職員に関する経過措置)</p> <p>3 <u>施行日</u>から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。</p>